

## 石綿による健康被害の救済新法について

平成17年10月28日  
与党アスベスト対策PT

石綿による健康被害の救済のため新たな法制度の立案に当たっては、政府は迅速で期間中の救済の無い可能な限り速やかに提出すべきで配慮のしたこを旨申し入れる。

1. 対象者及び対象疾病  
対象疾病は、石綿を原因とする中皮腫及び肺がんとし、それぞれ以下のような考え方を対象者を認定する。

(1) 中皮腫  
○ 制度施行前に死亡した被害者の場合、死亡診断書等により中皮腫であることが確認できれば救済する。  
○ 制度施行後についても、中皮腫であるとの確定診断があれば救済する。  
(2) 肺がん  
○ 肺がんが石綿に起因すること要件として一定の医学的所見（例えば、胸膜肥厚斑や石綿小体）を認定要件として救済する。

2. 給付金内容  
他の救済制度とのバランスにも配慮し、医療費、療養手当、遺族一時金、葬祭料等を含め具体的内容を政府内で早急に結論を得ることとする。

※ 制度施行前に発症する、制度施行後に死亡した被害者との間の給付の不均衡を是正するための措置を検討すべきである。

3. 給付金の財源等の費用負担による基金を独立行政法人環境再生保全機構に創設。  
(2) 事業の負担を求めるときは中小企業に配慮する。  
(3) 制度の早急かつ安定的な立ち上げの観点から、国は平成17年度中に基金に拠出する。

4. 救済措置の実施主体は独立行政法人環境再生保全機構が運用。申請受付事務は保健所、地方環境事務所及び機構事務所が行う。

5. 労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置  
労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族(時効により救済措置を受けない者)については、労災補償に準じた救済措置を講ずる。

6. 制度の見直し5年後までに被害者の発生に関する知見やデータの蓄積を行い費用負担あり方を再検討する。